

鳥獣保護管理事業計画

都道府県が実施する鳥獣保護管理事業について、基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣の定める基本指針に即して、都道府県が定める5カ年の計画。

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の維持

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

野生鳥獣の保護上重要な区域を鳥獣保護区に指定

- ・鳥獣保護区の指定
期間更新 8箇所 5,887ha
(計画開始：18箇所 12,914ha ⇒ 計画終了：18箇所 12,914ha)
- ・特別保護地区の指定
再指定 1箇所 70ha
(計画開始：1箇所 70ha ⇒ 計画終了：1箇所 70ha)

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

保護増殖を図る必要のある鳥獣について、人工増殖の可能性を検討等

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲の目的別に許可基準を設定

- ・学術研究を目的とする場合
- ・鳥獣の保護を目的とする場合
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的、傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- ・鳥獣の管理を目的とする場合
鳥獣被害防止の目的、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整目的
- ・その他特別な事由を目的とする場合
博物館、動物園等の施設における展示の目的、愛玩飼養の目的(愛玩飼養目的での捕獲は許可しない)、その他公益目的

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

- 狩猟に伴う危険予防のため、市街化の進んだ地域等を特定猟具使用禁止区域に指定
- ・特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定
新規指定 1箇所 63ha 再指定 28箇所 18,625ha
(計画開始：73箇所 120,046ha ⇒ 計画終了：74箇所 120,109ha)

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- 顕著な農業被害等により人とのあつれきが深刻化している鳥獣を管理し、長期にわたり安定的な共存を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を策定
- ・大阪府シカ管理計画(第5期計画)
計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)
 - ・大阪府イノシシ管理計画(第4期計画)
計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- 鳥獣保護管理行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況等調査の実施により、科学的データの収集・蓄積に努める
- ・鳥獣保護管理対策調査
 - ・狩猟実態調査

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

研修等の実施による鳥獣行政に携わる職員の専門的知識の修得・向上

第九 その他

- ・狩猟の適正管理
- ・傷病鳥獣への対応
- ・感染症への対応
- ・普及啓発(安易な餌付けの防止等)
- ・市街地等に出没する鳥獣への対応